

「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）」の概要に関するパブリックコメント手続を実施します

市では、災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護することを目的として、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定を進めています。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

危機管理課（市役所3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館、市ホームページ

【意見の提出期間】

9月2日（月）～10月1日（火）必着

【意見の提出方法】

「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）」の概要に関する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号を明記して、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所総務局危機管理課
- 2 FAX 043-245-5597
- 3 電子メール kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp
- 4 持参 危機管理課（市役所3階）、各区役所地域振興課

【考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成25年10月頃に公表する予定です。
なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市総務局危機管理課

電話 043-245-5151

FAX 043-245-5597

電子メール kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp